◆京都の労働メールマガジン　　第9号◆

発行　2019年5月23日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策等の情報を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 多様な働き方推進事業費補助金のご案内
2. 7月1日から7日は全国安全週間
3. 労働保険の年度更新事務手続期間は6月3日から7月10日
4. 働き方改革関連法でどう変わる？　その7　高度プロフェッショナル制度

【１】多様な働き方推進事業費補助金のご案内

　京都府では、仕事と家庭の両立に向けた多様な働き方の仕組みづくりの推進や、人手不足が顕著な府内中小企業等の人材確保・定着の促進を目的として、「多様な働き方」を推進する中小企業等の取組を対象に、その費用の一部を助成しています。

　補助対象者、補助対象事業、補助上限・補助率等詳しくはこちら

http://www.pref.kyoto.jp/rosei/tayounahatarakikata.html

　お問合せ・申請は、京都府中小企業団体中央会　電話　075-708-3701

【２】7月1日から7日は全国安全週間

全国安全週間は、労働災害防止活動の推進などを目的に、毎年7月1～7日に実施されています。今年度のスローガンは「新たな時代に　ＰＤＣＡ　みんなで築こう　ゼロ災職場」。

京都府内では、基本的な安全対策や高年齢者労働対策が不十分なことによる労働災害の発生が目立っています。

京都労働局では、全国安全週間及び準備期間（6月1～30日）中に、安全パトロールによる職場の総点検などの実施を呼びかけています。

詳しくはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/news\_topics/topics.html

　お問合せは、京都労働局　健康安全課　電話　075-241-3216

【３】労働保険の年度更新事務手続期間は6月3日から7月10日

令和元年度の労働保険料年度更新の手続（労働保険料の申告・納付）期間は6月3日～7月10日です。5月下旬に事業主に届く「労働保険料概算・確定保険料、石綿健康被害救済法一般拠出金申請書」により、7月10日（水）までに申告・納付をお願いします。

詳しくはこちら

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/roudou\_hoken/tetsuzuki/news\_ty\_170516.html

　お問合せは、京都労働局　労働保険徴収課　電話　075-241-3213

【４】働き方改革関連法でどう変わる？　その7　高度プロフェッショナル制度

　高度プロフェッショナル制度とは、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たす労働者を対象として、労使委員会の決議及び労働者本人の同意を前提として、年間104日以上の休日確保措置などを講じることにより、労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない制度です。

○高度プロフェッショナル制度の対象労働者

・一定の年収要件（1,075万円）を満たし、高度な専門知識等を要する業務（※）に就く方に限定されます。

・始業・終業時刻が指定されないなど、働く時間帯の選択や時間配分について使用者から具体的な指示を受けず、自ら決定できます。

・労働基準法に定められた労働時間、休憩、休日及び割増賃金に関する規定が適用されません。

※高度プロフェッショナル制度の対象業務は、高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務のみで、具体的には金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務等です。詳しくは厚生労働省のホームページ「高度プロフェッショナル制度　分かりやすい解説」を御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000497408.pdf

○高度プロフェッショナル制度導入の流れは次の６ステップ

Ｓｔｅｐ１　労使委員会を設置する（労働者代表委員が半数を占めること）

Ｓｔｅｐ２　労使委員会で「高度プロフェッショナル制度」に関することを決議する

　　　　　（委員の5分の4以上の多数による決議）

Ｓｔｅｐ３　決議を労働基準監督署長に届ける

Ｓｔｅｐ４　対象労働者の同意を書面で得る

Ｓｔｅｐ５　対象労働者を対象業務に就かせる

Ｓｔｅｐ６　決議の有効期間の満了

●高度プロフェッショナル制度の対象労働者の適正な労働条件を確保するために、「指針」が定められています。<https://www.mhlw.go.jp/content/000491677.pdf>

●高度プロフェッショナル制度について、詳しくは厚生労働省のホームページから「高度プロフェッショナル制度　わかりやすい解説」を御覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497408.pdf>

お問合せは、京都労働局雇用環境・均等室　電話　075-241-3212

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。